

東北地区歯科医学会関係規則集

令和7年7月1日現在

東北地区歯科医師会連合会

東北地区歯科医学会会則

第 1 条 この会則は、東北地区歯科医師会連合会（以下「東北歯連」という。）
会則第 4 条に基づきこれを定める。

第 2 条 本会は、みちのく歯學會と東北地区歯科医学大会とを併合し、東北地区
歯科医学会（みちのく歯學會と呼称）と称する。

第 3 条 本会の会長には、東北歯連の会長を充てるものとし、事務局を東北歯
連当番県に置く。

第 4 条 本会は、歯学の進展に寄与し、かつ、それを通して歯科医療の向上を
計ることを目的とする。

第 5 条 本会は、東北歯連の会員及び本会の目的に賛同する東北地区所在各大
学並びにその他の関係機関に所属する関係者等をもって組織する。

第 6 条 本会はその目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 学術大会の開催
- (2) 機関誌（みちのく歯學會雑誌）の発行
- (3) 講演会その他必要な事項

第 7 条 本会に運営委員会を設け、本会の運営にあたる。

2 委員は、東北各県歯科医師会学術担当理事各 1 名と東北歯連当番県、次期
当番県の専務理事及び岩手医科大学、東北大学、奥羽大学各 1 名で構成する。

3 委員長は東北歯連当番県とし、副委員長は 3 大学選出委員の互選による。

4 委員の任期は、毎年 7 月 1 日から 1 年とし、再任を妨げない。

第 8 条 本会に機関誌の編集査読委員会を設ける。

2 委員は、東北各県歯科医師会学術担当理事各 1 名と岩手医科大学、東北大
学、奥羽大学の査読委員で構成する。

3 委員長は東北歯連当番県学術担当理事が務める。

4 委員の任期は、毎年 7 月 1 日から 1 年とし、再任を妨げない。

第 9 条 本会の会員区分は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 所定の入会手続きを経た者をいう。
- (2) 名誉会員 本会に対して特に貢献があり、東北地区歯科医学会運営委員
会の推薦を経て東北歯連役員協議会の承認を得た者をいう。

第 10 条 本会への入会手続きは次による。

- (1) 東北歯連の会員
東北歯連への入会手続きをもって本会への入会とみなす。
- (2) 東北地区所在各大学等の歯科関係者会員
所定の入会申込書と年額会費を所属する大学に納入することで入会と
みなし、会費は、各大学において取りまとめ名簿を添えて事務局へ納入す

るものとする。ただし、学部学生等は会費を免除する。

(3) その他の関係機関に所属する関係者等

所定の入会申込書と年額会費を各県歯科医師会事務局に提出、納入するものとする。

第 11 条 第 10 条第 2 項、第 3 項の規定による会員の会費は年額 1,000 円とし、名誉会員については徴収を行わない。

ただし、第 10 条第 1 項に規定する会員の会費は東北歯連役員協議会で承認された歯科医学会助成金をあてるものとする。

2 会費の納入は、毎年 9 月末日までに名簿を添えて事務局に納入するものとし、年度途中の入会者についてはその都度納入するものとする。

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

第 13 条 本会の監査は、東北歯連監事が行う。

第 14 条 この会則の改廃は、運営委員会が発議し、東北歯連役員協議会の議を経るものとする。

附 則

この会則は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 13 年 5 月 27 日より施行する。

附 則

この会則の一部改正は、平成 28 年 7 月 30 日から施行する。ただし、改正後の第 12 条の規定にかかわらず、平成 28 年度は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとし、平成 29 年度は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。

附 則

この会則の一部改正は、平成 29 年 7 月 29 日から施行する。ただし、改正後の第 12 条の規定にかかわらず、平成 29 年度は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。

附 則

この会則の一部改正は、令和 2 年 7 月 11 日より施行する。

附 則

この会則の一部改正は、令和 6 年 9 月 7 日より施行する。

東北地区歯科医学会運営委員会規約

(趣 旨)

第 1 条 この規約は、東北地区歯科医学会会則（以下「会則」という。）第 7 条の規定により置かれた東北地区歯科医学会運営委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第 2 条 委員会の招集は、東北歯連会長が各県歯会長及び関係大学歯学部長に対する通知によりこれを行う。

2 前項の通知には、委員会の招集日時、場所及び会議に附すべき事項を附記しなければならない。

3 東北歯連会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。ただし、その範囲は必要最小限としなければならない。

(協 議)

第 3 条 委員会は、次の各号を協議する。

(1) 会則第 6 条に規定する事業の基本となる次の事項

ア 事業の方向性及び協力態勢

イ 事業に係る予算

(2) 東北歯連役員協議会に提議すべき事項

附 則

この規約は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

東北地区歯科医学会運営委員会旅費内規

東北地区歯科医学会運営委員会の 3 大学選出委員の旅費及び日当について下記のとおり定め、東北地区歯科医学会から支給する。

記

1. 旅 費	実 費	
2. 日 当	開催県内の大学の委員	10,000 円
	他県大学の委員	15,000 円

附 則

この内規は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この内規は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

東北地区歯科医学会表彰基準

第 1 条 東北地区歯科医学会に、表彰基準を定める。

第 2 条 次の各号に該当するものは、この基準に基づいて表彰する。

- (1) 東北地区歯科医学会において、5 年以上にわたり、通算 5 回発表した会員（共同演者を除く）又は団体若しくはグループ等に対し表彰状並びに記念品を贈呈する。

また、上記の基準に適えば、複数回の表彰も認める。

但し、同一年度における発表は 1 回とする。

- (2) 東北地区歯科医学会において、特に功労があった者に対し協議のうえ、感謝状並びに記念品を贈呈する。

第 3 条 前記第 2 条に該当する者の選考は、運営委員会の議を経て、東北歯連常任理事会において審議するものとする。

第 4 条 この表彰基準に該当する者の表彰は、東北地区歯科医学会の開催される日とする。

第 5 条 被表彰者の所属、氏名、発表歴は表彰録に登載し、永久に保存し、顕彰する。

附 則

この表彰基準は、平成 9 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この表彰基準は、平成 13 年 5 月 27 日より適用する。

附 則

この表彰基準は、平成 17 年 7 月 2 日より適用する。

附 則

この表彰基準の一部改正は、平成 22 年 5 月 29 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

東北地区歯科医学会表彰基準内規

- 1 団体及びグループに対する表彰（第2条第1項）の対象範囲について
 - (1) 歯科医師会関係は、委員会及び郡市区歯科医師会（委員会含む）を単位とする。
 - (2) 大学関係は、講座（分野）を単位とする。
 - (3) 病院関係は、標榜科を単位とする。
 - (4) グループは、上記(1)～(3)に属さないスタディグループ等を単位とする。
- 2 第2条第1項は、平成5年4月1日から遡及して適用する。

